

韓国知的財産ニュース 2012 年 12 月後期

(No. 236)

発行年月日：2013 年 1 月 9 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、12 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はございません。

関係機関の動き

- 2-1 不公正な特許ライセンス契約が中小企業を苦しませ (12. 16)
- 2-2 韓国特許庁、発明英才教育研究院を設立 (12. 17)
- 2-3 大手企業も政府 IP-R&D 事業を利用 (12. 19)
- 2-4 日韓の特許審査・審判の協調を強化 (12. 19)
- 2-5 世界最高水準の特許ネット、中小企業の手で (12. 19)
- 2-6 特許手数料、負担は軽く、納付は便利に (12. 24)
- 2-7 韓国特許庁、「審査・審判業務にスマートエンジンを搭載」 (12. 26)
- 2-8 韓国特許庁、今年の特許審査処理期間を 14. 8 カ月に短縮 (12. 28)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サムスン、欧州でアップル製品販売差し止め申請を撤回 (12. 18)
- 3-2 「ギャラクシー機種の販売禁止」棄却…アップルの反応は？ (12. 18)
- 3-3 LG 電子、米ロヴィ社とのテレビ特許訴訟で勝訴 (12. 19)
- 3-4 米特許庁、アップルの Pinch to zoom 特許を無効化 (12. 20)
- 3-5 知財紛争、技術からサービス・商標権に拡大 (12. 22)
- 3-6 サムスン電子、欧州で反独占規制の危機 (12. 23)
- 3-7 LG ディ스플레이、「ギャラクシーNote 10. 1 の生産中止」仮処分を申請 (12. 27)
- 3-8 アップル、サムスンの「ギャラクシーS3 mini」特許訴訟取消し (12. 30)
- 3-9 拡大するサムスン対 LG の「ディスプレイ訴訟合戦」 (12. 30)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 女性のデザイン出願、10年前より 147.7%も増(12.18)
- 4-2 国民の商標権保護、KIPRIS から(12.18)

その他一般

- 5-1 無線充電技術、特許対応戦略構築の民間協議体が発足(12.17)
- 5-2 KBSI、商用化水準の塩田からのリチウム大量抽出技術を開発(12.27)
- 5-3 サムスン電子・ソウル半導体、米 IEEE 選定ランクで首位・10位(12.27)
- 5-4 企業の知的財産専従組織、大幅増加(12.27)
- 5-5 透明 OLED も韓国特許が最多(12.28)
- 5-6 世の中を照らす光、LED 照明回路技術の特許出願現状(12.31)

法律、制度関連

※今号は、ございません。

関係機関の動き

2-1 不公正な特許ライセンス契約が中小企業を苦しませ

電子新聞(2012.12.16)

中小企業が海外企業と特許ライセンス契約を結ぶ際、不公正な条件の取引によって被害が深刻であることが明らかになった。海外の特許ライセンス代行会社(ライセンサー)が契約上の優越な地位を悪用し、横暴に近い取引を強いているが、韓国の中小企業は、製品の生産のためにしかたなくその要求に応じ、「泣き寝入り」している状況だ。公正な取引を定着させて韓国の製造産業を保護すべきだという声が高まっている。

16日の業界によると、中小メーカーが海外のライセンサーと特許使用契約を結ぶ際、対応能力の不足により、不合理な契約を締結しているケースが多くなっているという。海外のライセンサーは、電機部品・ソフトウェア・放送通信機器・映像音響機器など、分野ごとに特許プールを構築し、技術が必要なメーカーからロイヤルティー支払いを受け取る代わり、特許使用を許可する代行会社だ。

産業界が指摘する主な不公正な契約の内容は、△必要のない特許をプールという理由で一括使用させる行為、△会計監査を頻繁に要求し、問題が発生した場合には厳し過ぎ

るペナルティを科し、△監査の時には、営業秘密と営業戦略関連の資料までを要求、△製造部品のサプライチェーンをライセンサーが統制、△不公正な契約書の修正を禁止する行為など、その例も様々だ。被害を受けた経験のあるメーカーは、「契約条項の表現を曖昧にして紛争が起きれば、それを勝手に解釈して権利を濫用している。」と不満を示している。

しかし、被害企業は、適切な対応が取れていない状況だ。韓国電子情報通信産業振興会特許支援センターのチェ・ソンシクチーム長はその現状についてこう語った。「海外のライセンサーが特許使用契約に「甲」の地位を理由に不公正な契約を強いているが、「乙」である中小企業としては、事業の維持のため、不当な契約であることを認知していながらも、やむを得ずに契約を締結している状況だ。」

苦情は多いものの、不公正な取引の規模や、契約書における「ポイズン・ピル」の意味、全体的な把握と認識が未だに行われていない状態だ。業界は、「契約を締結する時にライセンサー(特許使用会社)の被害につながる不公平な条項が多いため、契約書を綿密に分析すべきだ。また、契約書と不当な取引について公正取引委員会が調査を行うべきだ。」と強調した。

これについて特許支援センターは、今月中に特許プールと標準特許保有企業の不公平な契約の実態調査に入る。同センターのイム・ホギセンター長は、「独自で資料を入手し、法律検討対象の技術を確認して競争制限の行為について公正取引法の提供が可能かどうかを検討する計画だ。来年3月に公式に公取委に「市場支配的な地位濫用行為の申告及び不公正定款審査の請求」などの調査を依頼する予定だ。」と述べた。

公正取引委員会定款審査課のイ・ユテ課長は、「申し立てを受けて調査に着手すれば、不公正な行為や課徴金などの制裁措置を、不公正な定款に問題があれば、修正・削除する。契約書に一方的にリスクと負担を転嫁する条項は無効になる。」と説明した。

<クォン・ドンジュン記者>

2-2 韓国特許庁、発明英才教育研究院を設立

韓国特許庁(2012. 12. 17)

韓国特許庁と韓国発明振興会は、優秀な発明英才の才能を早期に見出し、体系的に育成・支援するため、12月14日、韓国発明振興会にて「発明英才教育研究院」の機関名掲式を行い、本格的な運営を開始した。

今回の「発明英才教育研究院」は、発明の英才を専門的に研究する組織として設立され、発明英才分野では世界で初めてだ。

「発明英才教育研究院」は、発明教育と関連した学問的な研究を行う一方、次世代の英才起業家、及び発明英才など、情緒的な支援が求められる優秀人材を対象に相談・コーチングを支援する。

この日の式では、発明英才教育研究院の発足を記念する学術セミナーと次世代英才起

業家の育成諮問委員会が同時に開かれた。

学術セミナーでは、英才・英才教育・技術教育・職業教育・相談などの5学会と共同で「未来変化の力、発明英才教育から見出す」というテーマで発表と討論が行われた。

学術セミナーに参加した韓国発明振興会のチョ・ウンヨン副会長は、「先端産業が国の競争力を左右する時代では、優秀かつ創意的な英才の確保が国の競争力強化につながる。今後、発明英才教育研究院を通じて科学や技術に価値を与えられる人材を育成するうえで、発明英才教育研究院の役割は非常に大きい。」と評価した。

また、大統領科学技術特使のイ・ヒョング氏、KAIST のイ・ミンファ教授、東国(ドングク)大学のチョ・ビョク教授、知識融合研究所のイ・インシク所長、POSTECH のチャン・ヒョン副総長、KAIST のチュ・デジュン対外副総長などが参加し、次世代英才起業家の育成諮問会議が開催された。

韓国特許庁のキム・ホウォン庁長は、「2012 年の上半期、韓国企業が特許使用料などで海外に支払った金額が 5 兆ウォンに迫り、史上最高値となった。技術貿易収支の慢性的な赤字体質を打破し、長期的な成長能力を回復させるためには、知的財産を創出・活用できる創意的な人材の育成が必要だ。今日、新しく発足した発明英才教育研究院を中心に、次世代英才起業家や発明英才のように発明に才能と関心のある創意的な人材を体系的に支援していきたい。」と述べた。

2-3 大手企業も政府 IP-R&D 事業を利用可能に

電子新聞(2012. 12. 19)

来年から大手企業と中堅企業も政府の知的財産(IP)研究開発(R&D)戦略支援事業を利用できる。ただ、企業規模によって負担金に差がある。

19 日、韓国特許庁と R&D 特許センターによると、来年から大企業と中堅企業も知的財産中心の技術獲得戦略支援事業の戦略特化課題と IP 融合・複合課題に参加できる。今年までは中小企業のみが参加できた。R&D 特許センターの関係者は、「中堅企業だけでなく、大手企業からも参加の希望が寄せられていた。サムスンや LG など、一部の大手企業を除いた大半の大手企業は、IP R&D 対応に脆弱であるため、対象を拡大することを決めた」と趣旨を説明した。

来年の事業は、大手企業と中堅企業向けの技術獲得戦略支援事業と中小企業向けの先端部品・素材産業 IP-R&D 支援事業に分けて推進する。両事業は、申請の対象だけが異なり、事業内容は同じだ。事業は、企業が国内外の特許先行技術に基づき、特許ポートフォリオを構築した IP 基盤のグローバル企業としての成長を支援する。IP 専門家で構成されたタスクフォース(TF)チームが特許・市場分析(第1段階)、IP ポートフォリオの提示(第2段階)、そして技術獲得戦略の確立(第3段階)を支援する。

事業はタイプによって戦略確定課題、戦略特化課題、IP 融合・複合課題の3つに分けられる。戦略特化課題と IP 融合・複合課題は、5 ヶ月間進められる。R&D 課程におい

て該当技術の特許ポートフォリオ構築と IP 獲得戦略、R&D 戦略の確定を支援する。IP 融合・複合課題は、デザインとブランドが対象だ。戦略特化課題は、2.5 ヶ月間、コア特許対応戦略を提案する。戦略確定課題と IP 融合・複合課題の事業費は 1 億 2000 万ウォンであり、IP 融合・複合課題は 4000 万ウォンだ。大手企業は現物 40%を含め、事業費用の全体を出す。政府支援金がないということだ。中堅企業は事業費用の 50%、中小企業は 30%を負担する。申請は来月 7 日までだ。R&D 特許センターは、来年 5 月頃に追加の申請受付を行う。今年、中小企業と中堅企業を対象に 118 件の課題を支援しており、来年には 30%増の 156 件に増やす。

R&D 特許センターのパク・ジョンヒョ所長は、「企業の大半が海外企業による特許攻撃の対象となっている。IP R&D 戦略支援事業は、企業が専制的に対処できる方策を提示する」と説明した。これに先立ち、韓国特許庁は、10 月に R&D センターにおいて「IP-R&D 拡散支援本部」を設置した。本部は、大学・公的研究機関、中小・中堅企業など需要機関・企業を対象にオーダーメイド IP-R&D 方法論を提供する。また、増加する需要を反映し、IP-R&D 専門人材育成の役割を果たす。

<キム・ジュンベ記者>

2-4 日韓の特許審査・審判の協力を強化

韓国特許庁(2012.12.19)

最近、韓国・中国・日本の東アジア 3 カ国の特許出願が大きく増加し、米国や欧州特許庁を大きく引き離している。* こうした中、アジア主導の国際知財権秩序の形成をリードするため、韓国特許庁と日本特許庁が国際特許に関する協力を強化することで合意した。

*2011 年、日中韓特許庁は、出願件数 100 万件時代を迎え、米国・欧州特許庁の出願件数の 60 万件を遥かに上回っている(2011 年ベース)。

韓国特許庁のキム・ホウォン庁長は、12 月 18 日、東京において深野弘行特許庁長官と第 24 回日韓特許庁長会談を開き、国際特許紛争の予防に向け、産業と特許制度が類似している両国の特許審査及び審判分野の共同研究、及び協力を推進し、アジア中心の国際特許秩序の形成に向けて共同で取り組むことで合意した。

審査分野では、両国特許庁の審査官が 2000 年度から年間 2 つの技術分野で実施してきた両国共通の特許出願件に対する共同先行技術調査事業を毎年 4 つの技術分野に拡大し、特許審査の実務の調和を模索する。共通先行技術調査事業の拡大は、日韓の特許審査に関する制度と実務の不調和による審査結果の不一致を最小化することに貢献すると期待されている。

また、2007 年から開始した日韓特許審査ハイウェイ(PPH)*の運営現状と成果を共同で研究し、2013 年に開催される多国間 PPH(23 カ国)で国際的な利用策を共同発表することで、国際秩序の議論をリードしていくことで合意した。

*両国特許庁に共同で出願された特許権について、一方の特許庁が登録を決めた件は、相手の特許庁が先行審査件に対して重複審査を回避して審査期間を大幅短縮し、登録率を高める優先審査プログラム

一方、国際特許協力条約(PCT)による国際調査機関(ISA)及び予備審査機関 (IPEA)である両国特許庁は、アジア地域の国際特許審査の品質を高めるために日中韓 3 ヶ国の PCT 国際審査システムとアジア地域レベルでの協業案を共同で研究することを決めた。

そのほか、今後増加が予想されているアジア地域での国際特許係争に対応し、特許審判などの紛争制度の現状把握と改善策の確立のため、2012 年中に日中韓 3 ヶ国特許庁・審判機関間の協力機関を設けるため、日韓特許庁の審判専門家会議を開催する。

韓国、米国、日本、欧州、中国の特許庁で構成されている IP5 の懸案である共通特許分類の制定や国際特許制度の調和、審査協業プログラムなどの 이슈についても日中韓 3 ヶ国の協調強化を推進する。

キム庁長は、「3 ヶ国が世界特許出願の約 60%を占めるなど、世界の特許秩序における東アジアの役割は一層拡大していこう。」と、国際的な流れを紹介し、「このように庁長会談を通じて東アジア 3 ヶ国間の特許協調を拡大していくことで合意したのは、不必要な国際特許紛争を予防することに大きく貢献するだろう。」と会談の成果を評価した。

韓国特許庁と日本特許庁は、1983 年から毎年、定例の庁長会談を開催し、特許・商標・デザイン・情報化・教育の 5 つの専門家会議を運営し、両国の知財権制度の改善に向けた共同の取り組みを行っている。

キム庁長は、会談の前日である 12 月 17 日には、年間約 15,000 件の特許を韓国に出願している日本企業と発明者の代表的なユーザーグループである日本知識財産協会 (JIPA) と発明業界 (JIII) を訪問し、日本の民間知財権のインフラと日本企業の最近の知財権出願及び紛争の対応戦略動向を聴取し、日韓の民間レベルでの知的財産協力を要請した。また、日本に進出している韓国企業との懇談会を開き、知財権関連の要望事項を聴取し、支援策について議論を交わした。

2-5 世界最高水準の特許ネット、中小企業の手で

韓国特許庁(2012. 12. 19)

韓国特許庁は、2013 年から特許行政情報化事業の推進方向を「中小企業の参加を通じた特許ネットシステムの構築」に定め、その実現に向けた様々な政策を推進していく考えを示した。

まず、2013 年度特許ネット開発事業からは中小企業のみが参加できるよう、中小企業を対象に事業を発注する計画だ。これまでは、品質低下が懸念され、特許ネットなど規模の大きいシステム開発を中小企業が単独で推進した事例はなかったが、今回の計画に

より、中小企業が大規模なシステム開発に参加し、経験と技術力を高める契機になると期待されている。

※2013 年度特許ネット開発事業(予定)

事業名	主要な課業	関連予算
オープン特許路の構築	クローム・サファリなどの多様なブラウザを支援、Active-X の代替技術開発など	約 7 億ウォン
国際デザイン審査システムの構築	ヘーグ協定加入に合わせて国際デザイン審査システムを構築	約 15 億ウォン
スマート特許行政情報検索システムの構築	イメージ検索システムの構築 商標・デザイン・審判決文の検索システム UI 高度化 商標・デザイン・審判決文の検索 DB を統合	約 7 億ウォン
システム開発による電算資源の導入	非 Active-X 用の認証ツールなど、主なハードウェア及び商用ソフトウェアを導入	約 35 億ウォン

支援のため、韓国特許庁情報化事業に参加を希望する中小企業が提案書を充実に作成できるよう、提案要請書の早期公開、特許業務についてのオーダーメイド教育、特許ネットシステムの構成情報の公開などを行う予定だ。

また、中小企業の単独参加によって発生し得る品質低下への懸念を払しょくするため、提案要請書に開発の範囲、及び課業を詳細に記述して中小企業の開発負担の軽減を狙う一方、開発の品質を保証するための管理組織の新設、専門の監理会社の活用などの政策も並行する予定だ。

韓国特許庁は、来月の初めにソウルにて 2013 年特許ネット開発事業説明会を開催し、発注対象の事業概要、発注日程などについて十分な情報を発信し、技術力を兼ね備えている中小企業に特許ネットの開発参加を求める計画だ。

一方、情報企画局のビョン・フンソク局長は、「今年は、初めて特許ネットの主要システムを中小企業に任せる年であるだけに、特許庁としては重要な転換点になるだろう。大手・中小企業の相互協力に重点をおいて事業を推進し、事業環境の変化によるリスクを最小化していくよう、内部の品質管理組織を強化するなど、体質の改善のための取り組みも並行していく計画だ。」と述べた。

2-6 特許手数料、負担は軽く、納付は便利に

韓国特許庁(2012. 12. 24)

韓国特許庁は、2013 年 1 月 1 日から中堅企業の特許手数料減免制度を導入し、コスト負担を軽減させる一方、特許手数料の納付手段を多様化することで、顧客の利便性が高まると発表した。

中堅企業の技術革新及び知的財産の創出を奨励し、中堅企業を育成に向けて政府レベルの取り組みに参加させるため、中堅企業に対し、特許・実用新案・デザインの出願費用、審査請求料及び最初3年分の登録料30%を減免することで、特許出願による費用負担軽減が期待されている。

韓国特許庁では、特許手数料の納付初段の多様化の一環として「特許手数料自動納付制度」と「現金自動預け払い機(ATM: Automated Teller Machine)を利用した特許手数料納付制度」を施行している。

「特許手数料自動納付制度」は、現在、「企業銀行」に開設された講座を通じて全ての特許手数料を自動納付できるが、顧客の利便性をさらに高めるため、「農協銀行」に開設された講座からも納付できるよう、金融機関を拡大する。

「現金自動預け払い機(ATM: Automated Teller Machine)を利用した特許手数料納付制度」は、現在、特許手数料のうち、年次登録料に限り、現金自動預け払い機(ATM)で入金専用講座を通じて納付できるが、銀行の訪問や、ネット接続が難しい顧客の納入利便性を高めるため、設定登録料にまで対象を拡大し、銀行の現金自動預け払い機(ATM)で納入する特許手数料を順次拡大していく計画だ。

韓国特許庁顧客協力局イ・テグン局長は、「顧客志向の観点から特許手数料制度を見直し、顧客の費用負担を軽減させるほか、納付の利便性を高めるための努力を持続的に拡大していきたい。」と述べた。

2-7 韓国特許庁、「審査・審判業務にスマートエンジンを搭載」

韓国特許庁(2012.12.26)

韓国特許庁は、審査・審判の業務に必要な知的財産関連の法令及び規定のみならず、業務マニュアルまで検索・照会できる「知的財産(IP)法令総合情報システム」を開発し、審査官を対象に12月26日から本格的にサービスを開始すると発表した。

これまで審査官は、インターネットを通じて法令情報を検索してきたが、韓国特許庁が今年初めに「クラウド PC」を導入し、審査業務の環境をインターネットと完全に切り離したため、法令情報の検索に不便があった。

「IP法令総合情報システム」は、未公開の特許など、内部情報のセキュリティが一層強化された「クラウド PC」コンピュータ環境上でインターネットに接続しなくても知的財産関連の法令及び訓令、例規、告示など約170種の法令情報を統合検索できるように構築された。

法令の全文提供にとどまらず、法律の条文別に参考条文及び判例・解説、訴訟・審決の事例など、審査に必要な分散されている膨大な量の資料を集め、統合的に提供することで、法律の条文について総合的かつ立体的に把握できるように構成した。

特に、最近制定・改正された法令、最近の施行法令、施行予定法令を別途のコーナーに設けて提供し、沿革別表示、条文別3段表示など、様々な機能も提供して審査官が法

令の変更事項を分かり易くて正確にその場で確認できるように手を加えた。

その他にも、審査業務に必要な細部の基準を提示し、審査の統一性・正確性・公正性を高めることに大きな役割を果たしている審査手引書など、特許業務の遂行に必要な約100種のマニュアルを電子ブック(e-book)化し、オンラインで閲覧・検索できるようにした。

加えて、審査によく引用・参考される法条文とマニュアルをスクラップできる機能やスクラップした資料に関連ファイルやメモを入れる「自分の知識ノート」を作ることができる。審査官は、審査のノウハウをそのまま活かせる知識ノートを共有し、活用・精製しながら質の高い審査のきっかけになると期待されている。

韓国特許庁情報企画局のビョン・フンソク局長は、「審査の正確さを高めるよう、制定・改正された法令及び業務マニュアルを迅速に反映し、今後、コンテンツを多様化かつ最適化して国民向けサービスに拡大・発展させていきたい。」とコメントした。

2-8 韓国特許庁、今年は特許審査処理期間を14.8カ月に短縮

韓国特許庁(2012.12.28)

韓国特許庁は、今年5月、第4期責任運営機関の発足後、「特許行政の先進一流化」と「知的財産の大衆化」に向けた主な政策方向を決め、その実現に取り組んできた。

第4期責任運営機関が推進した2012年度の主な業務成果は次のとおりである。

第1に、年平均の審査処理期間を特許・実用新案は14.8カ月、商標・デザインは9カ月以内に短縮した。

これは、昨年よりそれぞれ2カ月、1カ月短縮したもので、企業が開発した技術やブランドがより迅速に権利化できるようにした。審査官の増員が難しい状況で人手の再配置、予備審査官制度の活性化、外注下請けの拡大などの取り組みを持続的に強化してきた結果だと言える。

また、知的財産のグローバルな協力を一層強化し、国際社会において韓国企業が知財権競争力の強化を支援できる基盤を構築した。

韓国企業が海外で特許活動を行う最、実質的なメリットが向上できることを目標に世界知的財産先進5カ国特許庁(日本、米国、欧州、中国、韓国)間の協調を強化し、主要国との2カ国間協力も積極的に推進した。

特に、今年には、先進5カ国商標大国(米国、日本、欧州、中国、韓国)で構成されたTM5(Trade Mark Five)協力体制の構築と同時に、来年度の年次会議を韓国で誘致することで、韓国が国際商標制度の議論において主導的な役割を果たすことになった。

また、締約国で登録決定を受けた特許出願に対し、優先審査を行う特許審査ハイウェイ(PPH)と国際特許審査ハイウェイ(PCH-PPH)制度の対象国をそれぞれ2カ国(PPH:9→11カ国、PCT-PPH:1→3カ国)追加拡大し、韓国企業と出願人の迅速な海外特許獲得を支援した。

また、ベトナム・台湾・中国などの途上国を対象に特許行政のノウハウを紹介し、特許新サービスの輸出を推進するなど、知的財産行政の韓流も拡大した。

知的財産のすそ野拡大に向け、知的財産の大衆化活動も積極的に展開した。

江原道(8月30日)を皮切りに全国8地域(忠清北道、蔚山、全羅北道、京畿道、大邱、全羅南道、釜山など)で「知識財産フォーラム」を開催し、知的財産権に関する開かれた討論文化を拡大させる一方、地域現場の声が知的財産政策に反映できるよう、積極的に取り組んだ。

また、関連部署と合同で「第2次国家知識財産人材養成総合計画」(2013~2017)を国家知識財産委員会で想定・確定(12月12日)し、知的財産人材の育成ハブとして檀国大学、ソウル大学、釜山経済大学を追加選定するなど、知識集約産業の発展をけん引する知的財産人材を体系的に育成するための基盤を構築した。

また、R&D 過程において特許情報を積極的に活用し、コア・基盤特許を創出するための IP-R&D 戦略を企業に配信するため、IP-R&D 拡大支援本部を新設(10月17日)し、IP-R&D 方法論を経験した産官学の代表で構成された IP-R&D リーダーズクラブを発足させるなど、民間の自律的な知的財産生態系を構築するための基盤を固めた。

一方、国際的な知財権係争に対する韓国企業の対応力の強化を支援するため、インフラ構築を強固にした。

韓国企業の国際的な知的財産権関連の紛争を回避し、その被害を最小化させるため、紛争の段階別対応策である「国際知識財産権の紛争動向個予備対応策」を国家政策調整会議で想定・確定(9月28日)し、知財権紛争対応センターと営業秘密保護センターを設立して韓国企業の知財権紛争を総括支援するための基盤を設けた。

韓国特許庁は、こうした取り組みの結果、国務総理室の政府業務評価で中心課題と規制改革など2つの分野で最優秀機関として選定され、韓国のインターネット疎通公共機関部門で大賞を、公務員提案の活性化部門で国務総理賞を受賞するなど、外部からもその成果を認められた。

科学技術基盤の創造経済時代において経済成長の働きかけとして知的財産権の重要性は日々高まっている。韓国経済の質的な飛躍と持続可能な成長のためには、知的財産を中心とした国家発展戦略の確立が切実に求められる。韓国特許庁は、韓国が国民所得4万ドル時代を実現できるよう、最善の努力を尽くしていく構えだ。

(ジェトロ注: 以下、主な成果の詳細は、ジェトロソウル事務所知財チーム HP のニュース速報をご覧ください。 <http://www.jetro-ipr.or.kr/>)

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 サムスン、欧州でアップル製品販売差し止め申請を撤回

デジタルタイムズ(2012.12.18)

サムスン電子が欧州地域における標準特許関連訴訟で提起したアップル製品の販売差し止め申請の撤回を明らかにした。

サムスン電子は、18日、ドイツ、オランダ、イタリア、フランス、イギリスで行われているアップルとの訴訟について、アップル製品に対する販売差し止め申請を撤回すると発表した。

サムスン電子は、「消費者の選択権を制限するよりは、製品で競争したいという意思の表明だ。裁判所での争いよりは市場における公正な競争が重要だと判断し、こうした決定を出した。」と説明した。

ただ、該当地域における標準特許侵害についての損害賠償額の主張は維持し、商用特許の侵害に関する販売差し止め申請もそのまま進める計画だ。

サムスン電子の関係者は、「消費者の自由な選択権を保護するため、自ら販売差し止め申請を撤回した。欧州の消費者が様々な製品を自由に選択できるようにして市場でフェアに競争していきたい。」と述べた。

<パク・セジョン記者>

3-2 「ギャラクシー機種の販売禁止」棄却…アップルの反応は？

電子新聞(2012.12.18)

サムスン電子が米国でのスマートフォン永久販売差し止めの危機を回避した。

17日(米国時間)、カリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所は、アップルが提起したサムスン電子スマートフォンの永久販売差し止めの要請を棄却した。

コー・ルーシー裁判官は、「サムスン電子が侵害したアップルの特許技術は、スマートフォンの一部の機能であり、販売差し止めは過剰な要求である。」と棄却の理由を説明した。サムスン電子は、最大のスマートフォン市場である米国で引き続き製品を販売でき、アップルとの特許合戦で大きな山場を越えたといえる。

棄却判決を受けたアップルが控訴裁判所に控訴する可能性がある。しかし、控訴しても判決まで1年以上の時間が要されるため、サムスン電子への影響は大きくないものとみられている。

コー裁判官は、この日、陪審員の評決を破棄して新しい裁判を行うべきだというサムスンの主張を棄却した。サムスン電子はこれまで、陪審員長の違法行為などを指摘し、10億5000万ドルの賠償金を決めた評決を白紙に戻すことに集中してきた。裁判官は、8月、陪審員が評決した損害賠償額についての判決は下していない。

<キム・インスン記者>

3-3 LG電子、米ロヴィ社とのテレビ特許訴訟で勝訴

デジタルタイムズ(2012.12.19)

LG 電子がドイツで提起されたテレビ関連の特許侵害訴訟で勝訴した。

18日、ドイツのマンハイム地方裁判所は、米国のロヴィ(Rovi)社が「テレビ視聴時にお気に入りチャンネルグループを複数に指定する」特許を侵害したとしてLG 電子を相手に提起したテレビ製品の販売差し止めと損害賠償請求訴訟において「非侵害」判決を言い渡した。

電子プログラムガイド(Electronic Program Guide,以下 EPG)ソリューション提供会社であるロヴィ社は、昨年末、LG 電子に巨額のロイヤルティーを要求し、LG 電子がそれを拒否すると、今年4月に特許侵害訴訟を提起した。

LG 電子は、今回の訴訟で「該当の特許は、自社テレビに適用した技術と関係がなく、ロヴィ社が主張する特許適用の範囲が広すぎる」ということを積極的にアピールして勝訴判決を勝ち取った。

今回の勝訴は、ロヴィ社から本件と同様な特許侵害訴訟を受けた主なテレビメーカーが相次いで敗訴、または不利な合意を余儀なくされていたことを踏まえると、大きな成果だといえる。

LG 電子特許センターのキム・ジュソブ専門委員は、「LG 電子は、今後とも特許権者の不当な要求に対し、強力な対応を取っていく構えであり、関連訴訟にも積極的に応じる方針だ。」とコメントした。

<イ・ヒョングン記者>

3-4 米特許庁、アップルの Pinch to zoom 特許を無効化

電子新聞(2012.12.20)

アップルが特許訴訟においてサムスン電子を圧迫するカードとして利用していた特許「Pinch to zoom」が無効化された。

19日(米国時間)、「C ネット」によると、米特許庁は、アップルの「Pinch to zoom」特許(米特許庁特許番号 7,844,715)を再審の結果、無効を言い渡した。C ネットは、アップルがサムスン電子を相手に数十億ドルの訴訟を提起し、その裁判で有効なカードとして利用してきたコア特許が無効化されたことを強調した。

米国特許庁は、再審の結果、915 特許に関するアップルの特許 21 件を全て返戻した。サムスン電子は、同日の午後に担当裁判官にこうした内容を提出し、「本特許の無効化は、サムスン電子端末の多くを特許侵害として販売差し止めようとするアップルの目的だけでなく、サムスン電子の再審要請とも関係がある。」と強調した。

カリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所の陪審員は、アップルが特許侵害の疑いがあると主張したサムスン電子の 24 機種のうち、21 種が本特許を侵害したという評決を言い渡し、サムスン電子に約 10 億ドル(暫定)の賠償金支払いを命じた。

<パク・ヒョンソン記者>

3-5 知財紛争、技術からサービス・商標権に拡大

電子新聞(2012. 12. 22)

韓国の国民的ゲームと言われているスマートフォン向けゲーム「AniPang」が商標権侵害で提訴された。サムスンとアップルの特許権係争により、デザイン権の重要性が強調されているが、サービス業・商標権など、他の知的財産(IP)権は注目されなかった。製造業を中心に技術紛争のみに重きを置く時代は過ぎたのだ。サービス・流通・インターネットなど、あらゆる産業において総合的なIP管理対策が急がれている。

韓国では、商標権の侵害が特許侵害より悪質だというイメージがある。キョンウン国際特許法律事務所のチョン・ジョンハク代表弁理士は、「商標は、大衆サービスの性格が強く、公共性が高い。独占技術を意味する特許とは違う」と説明した。特に、商標権の侵害は、告訴権者の告訴がある時だけに告訴を提起する特許権とは異なって非親告罪に分類される。事前に紛争の当事者が和解して問題を解決できる特許侵害とは異なり、商標権侵害は、判決が出されれば、損害賠償・商標使用差し止めだけでなく、刑事処罰も可能だ。

サービス標・商標分野について業界の広告費を投資しない傾向も紛争を深刻化する恐れがある。独占使用権があるサービス標の存在自体を知らない場合も多い。IT分野で注目されている特許権だけでなく、サービス・商標権を保護し、他人の権利を侵害しないようにしなければならないという声が出ている。チョン弁理士は、「先に登録された商標を徹底に検索し、紛争を回避するため、権利について十分な知識を備えておくべきだ。」と説明した。

<クオン・ドンジュン記者>

#事例1

「マッコリ(막걸리)」は日本の商標だ? 2008年、京畿道の「ポチョンマッコリ」、「一東(イルドン)マッコリ」を日本に輸出していた企業が日本での商標登録を試みたが、現地調査の結果、2008年11月、日本の「清風」が「一東マッコリ」という商標を先に登録していたことが分かった。日本の商標法では、地理的な著名表示(ポチョン市イルドン村)である韓国の「一東マッコリ」で訴訟を提起すると、日本での商標が無効化される可能性が高い。ある専門家は、「日本会社の商標権が無効になっても最後まで権利行使を行えば、直ちに韓国企業の輸出に支障をきたしかねない。」と指摘した。

3-6 サムスン電子、欧州で独占禁止法違反の危機

電子新聞(2012. 12. 23)

サムスン電子が欧州において独占禁止法の違反にあたる疑いがあるとして提訴の危機に直面した。

欧州連合執行委員会は、21日(欧州時刻)、アップルが標準特許を侵害したとしてサムスンが提起した訴訟は、競争促進の規定に違反している可能性を盛り込んだ異議申し立

て書(SO: Statement of Objections)を出した。

EU 競争委員長であるホアキン・アルムニア (Joaquin Almunia) 氏は、「特定企業の特許技術が産業標準になった後にその標準技術を使用したことを理由に訴訟を提起することは、競争促進を阻害するものだ」と述べた。

また、「サムスン電子が標準特許を利用してアップルとの訴訟を繰り返すことは、市場支配的な事業者の権限乱用に該当する。EU の独占規制規定に違反している。」と通報した。

サムスン電子は、EU 諸国においてアップルが自社の標準特許を侵害したとして販売差止めを求める訴訟を繰り返している。これについてアップルは、サムスン電子が「公正かつ合理的で、非差別的に提供すべきである」という FRAND 条項に違反したと反論し、EU は、独占禁止法の違反について調査を行ってきた。

しかし、今回の EU 執行委員会の意見が最終的な結果ではない。委員会は、この事件を検討し、サムスン電子を規制できる。

サムスン電子は、発表の直後である 18 日、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなどでアップルの販売差し止め禁止要請を撤回し、今回の発表に備えた。

サムスン電子の関係者は、「当社は、標準特許使用において、欧州連合の独占禁止法と規定を充実に従っており、それを立証するために調査には誠実に臨む」と述べた。

米国知的財産専門企業 TechIPM のイ・グンホ代表は、「サムスン電子が反独占法に違反したと EU が宣言してしまった場合、標準技術関連の製品販売額の最大 10%を罰金として支払わなければならない。既に、サムスンがアップルに対する販売差し止め訴訟を取消し、これから標準特許を乱用しないという誓約と実践計画などを提出したため、是正命令程度で終わる可能性が高い。」と述べた。

高麗大学法科大学のキム・ギチャン教授は、「EU 執行委員会は、標準特許を乱用して競合会社の製品販売を差し止めすることには強硬な姿勢を示している。アップルのデザイン特許攻撃にサムスン電子が標準特許で防御したが、独占禁止法の違反を疑われる結果をもたらした。」と説明した。

<キム・インスン記者>

3-7 LG ディ스플레이、「ギャラクシーNote 10.1 の生産中止」仮処分を申請

電子新聞(2012. 12. 27)

LG ディ스플레이は、サムスン電子が「ギャラクシーNote 10.1」に自社の特許技術を無断使用したとして、生産中止を要請する仮処分訴訟を提起した。

これは、7日にサムスンディスプレイが自社の LCD コア特許を侵害したとして LG ディ스플레이・LG 電子を相手に訴訟を提起したことに対する反撃だ。技術流出に関する刑事訴訟を含め、サムスンと LG の係争は、今年ですでに 6 件にまで拡大している。

LG ディ스플레이は、「LG のディスプレイ IPS(In Plane Switching)技術を使用してつ

くったギャラクシーNote 10.1 などの生産中止を要請する」として特許侵害禁止などの仮処分申請をソウル中央地方裁判所に提起したと 27 日に明らかにした。

LG ディ스플레이は、訴状において「1986 年以降からテレビやモニターなどに液晶を水平に配列する技術(IPS)を使用しており、サムスンは、液晶を垂直で配列する技術(VA)を使用してきた。サムスンが 7 インチ以上のタブレット端末(スマートパッド)に LG の IPS 技術特許 3 件を無断使用した」と主張した。さらに、IPS 技術を盗用したギャラクシーNote 10.1 の生産・譲渡を禁止し、それに違反した場合には、賠償金として 1 日に 10 億の支払いを求めた。

サムスンディスプレイは、「サムスンの PLS と LG の IPS は、まったく違う技術だ。LG の AH-IPS が逆にサムスンの PLS 特許を侵害した」と反論した。

<ムン・ボギョン記者>

3-8 アップル、サムスンの「ギャラクシーS3 mini」特許訴訟取消し

電子新聞(2012. 12. 30)

アップルがサムスン電子との特許訴訟において「ギャラクシーS3 mini」を除外する方針を明らかにした。

30 日、ロイターなどの外国メディアによると、アップルは、カリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所に提出した書類を通じてこうした内容にサムスン電子と合意したという。

アップルの今回の決定は、サムスン電子が米国市場で同機種を販売しない方針を決めたためだと分析されている。

アップルは、先月、同裁判所に同機種をはじめ、「ギャラクシーNOTE2」、「ギャラクシーS3(ジェリバーンバージョン)」、「ギャラクシーTab2 10.1」、「ラグビープロ(4 インチの 안드로이드基盤のスマートフォン)」などを第 2 次の本案訴訟対象に含ませるという内容の訴状を提出した。

ギャラクシーS3 mini は、サムスン電子が 10 月、ドイツで発売した欧州向けモデルだ。画面の大きさが 4 インチで、4.8 インチの「ギャラクシーS3」より小型だ。

アップルは、今回の取消しが以降の「ギャラクシーS3 mini」に対する訴訟提起能力に悪影響を与えないという見方を示している。しかし、サムスンがアメリカでこの製品の販売を再開した場合、再び訴訟対象に追加する可能性も残されている。

<ホ・ジョンユン記者>

3-9 拡大するサムスン対 LG の「ディスプレイ訴訟合戦」

電子新聞(2012. 12. 30)

今年 4 月から始まったサムスンディスプレイと LG ディ스플레이の技術をめぐる攻防がラウンド 3 に差し掛かっている。9 ヶ月間の争いは、さらに拡大している様子だ。ア

クティブマトリックス式有機 EL(AMOLED)生産技術から始まった攻防戦は、小型 OLED に止まらず、LCD 技術にまで拡大した。最近では、「相手会社のコア技術の評判を落とす」と同時に、「相手の専門分野でのシェアを積極的に攻め取る」宣戦布告として訴訟を利用している。

30 日の業界によると、サムスンディスプレイと LG ディスプレイが戦略的な「ケンカ売り」の技術戦争を拡大しているという。

サムスンディスプレイは、最近、PLS(Plane to Line Switching)LCD パネルの生産能力を大幅増強し、LG ディスプレイの特許にブレーキをかけた。サムスンディスプレイが OLED 市場で独自の立場を有しているように、高画像度の広視野角液晶パネル市場は、LG ディスプレイが握っていた。サムスンは、新年からは PLS LCD を搭載したスマートパッド(タブレット PC)事業に本腰を入れる計画だ。今回の争いは両社ともに、「サムスン=AMOLED、LG=LCD」というイメージを破るための戦略だとも解釈されている。

サムスン電子は、高画像度の広視野角 LCD を生産するためには、ハイディスプレイ FFS(Fringe Field Switching)とともに、サムスンの PLS 技術のライセンスも必要だと主張している。PLS とは、面形電極と線形電極を水平に配置する技術だが、負極・正極の間に隙がないように配置した FFS 技術と特許の出願時期が近いということとその根拠として挙げ、LG ディスプレイがハイディスプレイとライセンス契約を結んだようにサムスンの PLS ライセンスを締結しなければならないと主張した。

LG ディスプレイは、「AH-IPS は IPS から進化したものだ」と反論している。IPS とは、電極を水平に配置し、液晶を押しても形が変わらない液晶構造を意味する。AH-IPS は、水平電撃でありながらも電極の間に隙がなく、ピクセルの小さい高画質ディスプレイ向け技術である。LG は、AH-IPS が IPS の延長線にあるとして「サムスンがでたらめな主張を繰り返している」と攻撃した。

ここから一歩進み、LG は、サムスンが力を入れているスマートパッド向け LCD 事業に特許で歯止めをかけた。LG ディスプレイは、最近、サムスン電子の「ギャラクシー Note10.1」が自社の IPS 特許 3 件を無断で使用したとして生産差し止め仮処分を申請した。

業界の間では意見が分かれる。面形電極の概念により IPS と FFS・PLS を異なる技術として分類したり、電極を水平に配置したということから IPS と FFS・PSL を同系列だと見なしたりする。

業界では、真偽の判断より、両社の攻防が戦略的な「喧嘩売り」という見方だ。市場で技術を競う代わりに、裁判所で長たらしい係争を繰り返しているということだ。サムスンのギャラクシーシリーズが LG ディスプレイの AM OLED 回路配置の特許を侵害したとして提起した訴訟も同じ流れだという見方が多い。LG がフレキシブル AM OLED を用意しているだけに、未来の市場を狙った技術力を誇示するきっかけにするためだということだ。

業界の関係者は、「非難や激しい感情的な表現は減ったが、係争は広がっている。サムスンと LG のプライドをかけた争いが続けば、今後、様々な 이슈 に拡大するだろう。」とコメントした。

＜ムン・ボギョン記者＞

サムスン・LG ディ스플레이関連の係争

日付	事 件
4月5日	京畿地方警察庁、技術流出の疑いでサムスンモバイルディスプレイの元・現職の研究者と LG ディ스플레이取締役を検挙。その後、対面的増着技術関連の攻防が始まる。
9月5日	サムスンディスプレイ、LG ディ스플레이を相手に侵害差し止め仮処分を申請
9月27日	LG ディ스플레이、サムスンディスプレイを相手に OLED 設計技術 7 件に対する特許侵害差し止め及び損害賠償請求訴訟を提起
11月19日	サムスンディスプレイ、LG ディ스플레이の OLED 特許の無効訴訟を提起
12月7日	サムスンディスプレイ、LG 電子と LG ディ스플레이を相手に広視野角 (PLS) 関連特許 7 件侵害訴訟を提起
12月26日	LG ディ스플레이、ギャラクシー Tab10.1 販売差し止め仮処分の訴訟を提起

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 女性のデザイン出願、10年前より 147.7%も増

韓国特許庁(2012. 12. 18)

女性の社会進出が進まれ、経済活動の全般で活動しており、暮らしをより豊かにする感性的な価値が切実に求められている昨今、その時代的な流れが反映され、最近では感性的な価値を高めるデザインが女性によって多く創作・出願されているという。

韓国特許庁によると、2001年 2,298 件にすぎなかった女性のデザイン出願は、2011年 5,691 件と 10年前より 147.7%も増加した。

このように女性がデザイン出願を積極的に行っていることで、女性による出願の割合も 2001年 10.4%から 2011年度には 21.6%と 2倍以上増加した。5件のうち 1件は女性が出願したデザインである。

一方、男性のデザイン出願は、2011年 20,615 件で、2001年 19,878 件から 3.7%増にとどまった。

2011年のデザイン出願をベースに女性出願人を年齢別に分析すると、25歳以下の若

い女性が 15.7%と最も多く、その次に 40 代前半(41 歳~45 歳)が 15.2%、30 代後半(36 歳~40 歳)が 14.2%、40 代後半(46 歳~50 歳)が 14.0%で後を次いだ。

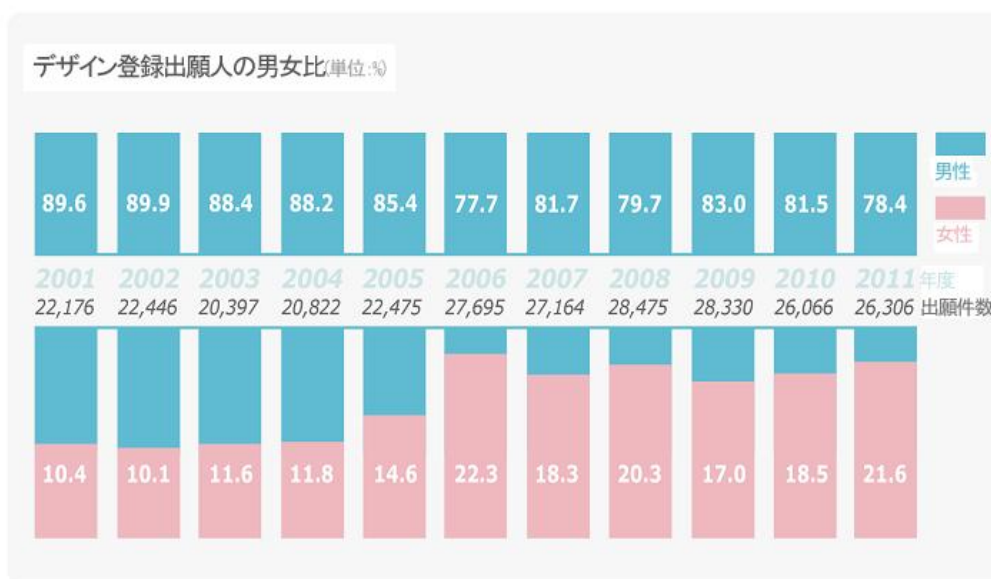
以前に比べて 25 歳以下の若い女性のデザイン出願が多くなっている理由として、知的財産の重要性が背景として挙げられる。若い女性のほうが早くからデザインの重要性を認識し、権利化に関心を持っていると分析されている。

また、55 歳以上も若者に負けないほど持続的にデザインを出願しており、中年以上の年代も多くに関心を持っていることが示された。

女性が主に依頼するデザインとしては、ファッションや流行に敏感な女性の関心対象である衣類などの基本になる織物が最も多く、その次はイヤリング、指輪などのデザイン出願が多い。その他にも照明器具や家具などのデザインも女性が持続的に出願している。

韓国特許庁デザイン 1 審査課のウ・ジンシク課長は、「ファッションや流行に敏感な女性のデザイン出願はこれからも感性的な消費文化や個性的なトレンドの普及とともにさらに増加すると予想されている。」と述べた。

＜個人のデザイン出願における女性のデザイン出願の現状＞



4-2 国民の商標権保護、KIPRIS から

韓国特許庁(2012. 12. 18)

韓国特許庁は、国民により質の高い商標情報サービスを提供するため、特許情報検索サービス(KIPRIS)の商標データ約 10 万件を整備したと発表した。

これまで不十分な商標情報により、不便を強いられていた企業などには嬉しいニュースだ。今回の整備で商標出願や保護のための情報を 1 回の検索でも漏れなく検索・分析

できるようになったためだ。特許庁の審査官も審査業務を一層効率よく行うことができる。

商標データは、構築を開始した当時に使われていた仕様の低いスキャナーなど技術的な限界により、一部に間違ったイメージが掲載されるなど、毎年約 400 件にのぼる訂正要請が寄せられていた。

韓国特許庁は、今回、計 17 万件の商標全てを肉眼で検証し、誤りだと判断された約 10 万件を高画像度(300dpi)カラースキャナーで再電子化した。様々な検証を経て全ての誤りを修正した。整備されたデータは、KIPRIS に反映して来年 1 月からサービスを開始する。

今回整備された商標イメージの代表的な例として、原本はカラーなのに白黒になっているケースや、商標の識別があいまいなケース、イメージが一部ぼけているケースなどがあった。

韓国特許庁情報企画局のビョン・フンソク局長は、「今回の商標データ整備をきっかけに、国民により質の高い特許情報検索サービスを提供できるようになった。検索サービスだけでなく、整備されたデータを企業や国内外の需要機関に直接利用させ、今後、商標活用の力量を高めることにも大きく貢献すると期待されている。」と述べた。

その他一般

5-1 無線充電技術、特許対応戦略構築に向けた民間協議体が発足

電子新聞(2012.12.17)

次世代の成長産業として注目されている無線充電技術。そのグローバル特許権の確保と紛争回避戦略を確立に取り組む民間の協議体が発足する。特許の確保能力と紛争対応力が不足している中小企業の競争力向上に役立つとして期待が寄せられている。

韓国電子情報通信産業振興会(KEA)特許支援センターは、無線充電産業の発展基盤を固め、ネットワークを構築し事業協力を模索する「無線充電協議会」を来年 3 月に発足すると 17 日に発表した。特許基盤の研究開発(R&D)、標準化、マーケティングなど全体的な事業を支援する。

無線充電技術とは、電機エネルギーを無線伝送が可能な電磁波に変換して送る電力伝送システムだ。携帯電話端末、ノートパソコン、テレビ、照明、生体医療機器、掃除ロボット、電機自動車など、様々な領域で応用される。特許支援センターは、「無線充電市場は、磁気流動方式を用いた技術の製品化が進められており、2015 年までスマートフォンを中心に急成長するだろう。一般技術の開発と標準化によって家電・自動車などに応用分野が拡大し、年間 50%以上の成長が見込まれている」と説明する。

特許支援センターのイム・ホギセンター長は、「無線充電は、特許権の確保も大事だが、

無線認証、標準化戦略など、様々な共同事業の必要性が高い分野だ。企業全体での対応を可能にするため、協力体制を構成する計画だ。」と述べた。KEA はこれまで 3D、電子医療、デジタル放送装置など、成長産業分野別の協議体を構成して支援してきた。

無線充電国際標準制定の過程で中小・中堅企業が及び腰の姿勢にいるうちに大手企業や海外企業中心に標準化が行われている。イムセンター長は、「中小・中堅企業の技術が標準になかなか反映されていない。韓国企業が保有している特許権が標準技術として制定されるかどうかによって使えなくなる恐れがある。」と説明した。

無線充電協議会は、R&D の過程で特許と標準化を連携するよう支援している。標準特許を確保して技術料の収入を増やして R&D 効率を高め、事後に発生し得る特許紛争に対応するため、先行的な対応策を設ける。同センター長は、「KEA 加盟社だけでなく、韓国の無線充電分野全ての企業を対象に協議体を構成・支援していく考えだ。」と述べた。

<クォン・ドンジュン記者>

5-2 KBSI、商用化水準の塩田からのリチウム大量抽出技術を開発

電子新聞(2012.12.27)

電子機器と携帯用のバッテリーに必須材料とされているリチウムを天日塩の塩田から大量抽出できる技術の商用化に成功した。

韓国基礎科学支援研究院(以下、基礎研)の全羅南道順天センターのキム・ヤンス博士研究チームは、木浦大学のイ・サンロ研究員と共同で天日塩田の海水からリチウムを抽出する高性能リチウム吸着剤の前駆体を商用化できる水準の技術を開発することに成功したと 26 日に発表した。

実験の結果、この前駆体を利用したリチウム吸着剤は、1g で天日塩田の海水から約 30mg のリチウムを抽出した。

従来の吸着剤は、3ppm 水準のリチウムを抽出するために約 30 日がかかったが、この吸着剤は 3 日で十分だ。

研究チームは、この技術を韓国の塩田 5500 か所(1 か所当たり 22x6m)に適用した場合、年間、約 1 万 6000 トン(100 億ウォン規模)の炭酸リチウムを回収できると予想した。

一方、この分野で世界最高水準の技術力を保有している日本産業技術総合研究所(AIST)の四国センターも 1g 当たり約 30mg を抽出しているという。

キム・ヤンス博士は、「リチウム吸着剤技術は、日本が大半の特許を持っており、技術的に従属されていた。しかし、高濃度リチウムを含んでいる塩田の海水を利用してリチウムを抽出する技術の商用化に成功し、日本と肩を並べるほどの水準になった。」と述べた。

<パク・ヒボム記者>

5-3 サムスン電子・ソウル半導体、米 IEEE 選定ランクで首位・10 位

電子新聞(2012. 12. 27)

サムスン電子とソウル半導体がそれぞれ、米国電気電子技術者協会(IEEE)が選定した半導体製造分野首位・10位企業に選定された。

IEEE が最近、「スペクトラム・マガジン」で選定した産業別の競争力ランキングによると、サムスン電子が半導体製造分野 1 位、ソウル半導体が 10 位にランクされた。ソウル半導体は、発光ダイオード(LED)専門企業としては唯一 10 位内にランクインし、関連特許の競争力が認められた。

ソウル半導体は、創業後 20 年間、LED 部門の研究開発(R&D)に集中してきた。LED チップに電機が流れる時、光粒子が効率的に出られるようにする特許技術、テレビ向け直下方式のバックライトユニット(BLU)の独自技術である BH(ブラックホール)レンズ技術、交流電源に直接駆動できるアークリーチなどを開発した。

ソウル半導体の関係者は、「10 位にランクされたのは、ソウル半導体が韓国の中堅企業として LED 市場でグローバル競争力を保有していることを示した結果だ。」とコメントした。

IEEE が定める「産業別の特許競争力」は、世界の約 5000 の企業・大学・政府機関が保有している米国特許出願件数、特許成長指標、特許影響力などを評価して決める順位だ。計 17 部門に韓国企業は、LG 科学(科学分野 6 位)、SK テレコム(コミュニケーション・インターネットサービス 14 位)、KT(コミュニケーション・インターネットサービス 19 位)、ドンブグループ(複合企業 16 位)、LG 電子(電子部門 9 位)などが名を上げた。

<ユ・ソンイル記者>

5-4 企業の知的財産専従組織、大幅増加

韓国特許庁(2012. 12. 27)

韓国特許庁と韓国知識経済部貿易委員会が韓国知識財産研究院(主管研究機関)と(株)コリアデータネットワーク(設問調査機関)に依頼して実施した 2012 年「企業及び大学・公的研究機関の知的財産活動実態調査」によると、企業の知的財産専従組織を保有している割合が増加し、海外において特許権を出願した企業が増加していることが分かった。

企業の知的財産専従組織を保有している割合は、2011 年度は 38.6%であったが、2012 年度は 55.4%と大幅に増加した。これは、最近の国際的特許侵害訴訟の激化により、企業で知的財産の重要性に対する認識が拡大され、専従組織を増やしたことを反映しているものである。

しかし、知的財産専従職員を保有している割合は 12.1%で、前年度に比べ 19.2%に比べ減少し、兼任職員の割合が 93.2%で、前年度の 82.0%に比べ増加している。これは、企業が人材活用に対する費用支出を減らすために知的財産専従職員よりは兼任職員とし

で活用しているケースが多いということである。

一方、全体企業のうち、特許権を海外出願 (PCT 含む) した企業の割合は 21.1% から 22.7% に増加し、大学、公的 (研究機関) の割合は 44.9% から 48.3% に増加した。これは、海外における知的財産権保護に対する必要性が高くなり、外国での知的財産確保の努力が増加しているということである。

このような調査結果は、特許や商標など産業財産権を出願したり、登録を受けた経験のある全国の 18,656 企業及び大学・公的研究機関を対象に実施した設問調査を通じて得たものである。

韓国特許庁は 2006 年以降、毎年これらの調査対象に対し知的財産の創出、保護及び活用などの全過程に対する標本調査を実施しており、知的財産権非侵害分野に対しては 2011 年から貿易委員会と共同で調査を実施している。

知的財産活動実態調査の結果には、この他にも知的財産専従組織及び人材などインフラ状況、特許情報活用状況、特許権などの導入状況、研究開発成果物の保護戦略、知的財産権の売却及び移転状況、知的財産の侵害など企業、大学・公的研究機関の知的財産活動全般に対する調査結果と診断が収録されており、これを通じて効果的な知的財産活動を支援し、産業競争力の強化に寄与している。

本報告書は特許庁ホームページ (www.kipo.go.kr)、または貿易委員会ホームページ (<http://www.ktc.go.kr>) からダウンロードできる。

【別添】 2012 年度知的財産活動実態調査の概要及び主な結果

1. 調査概要

□ 調査期間 : 2012 年 8 月 20 日 ~ 11 月 23 日 (約 3 ヶ月)

□ 調査標本設計

・ 2012 年を基準に、基準年度 (出願 2009 年と 2010 年、登録 2007 年 ~ 2011 年) に産業財産権を 2 件以上の出願と 1 件以上の登録をした韓国内 18,656 企業及び大学・公的研究機関

(ジェトロ注 : 以下、詳細は、ジェトロソウル事務所知財チーム HP ニュース速報をご覧ください。 <http://www.jetro-ipr.or.kr/>)

5-5 透明 OLED も韓国特許が最多

デジタルタイムズ (2012. 12. 28)

次世代ディスプレイの一つだと評価されている透明有機発光ダイオード (OLED) 技術の韓国における特許出願で占める割合も韓国勢の特許が最も多いことが分かった。今後

の次世代ディスプレイ技術をリードし、差別化された競争力の源を確保できるものと期待されている。

27日、市場調査機関「ユビ産業リサーチ」が発表した「透明 OLED 市場の見通しと技術 이슈分析報告書」によると、これまで韓国に出願された透明 OLED 特許 232 件のうち、韓国は、136 件で全体の 58.6%を占めた。

登録済み特許をベースにした場合にも 698 件で全体(90 件)の 76.7%を占めるなど、韓国勢の割合が高くなっている。計 76 件を出願し、そのうち 16 件を登録した日本がその後を次ぎ、米国(8 件出願・3 件登録)とオランダ(7 件出願・1 件登録)の順となった。

これは、韓国企業が OLED 技術をリードしているという現状をそのまま反映したもので、次世代ディスプレイ技術も先導できるという期待感を高めている。一方、「韓国で日本国籍の出願人の出願頻度が高いことを踏まえると、日本でも透明 OLED の研究開発(R&D)が積極的に行われていることが垣間見える」とユビリサーチは説明している。

年度別においては、2008 年まで 66 件だった特許出願件数は、2009 年から昨年までの 3 年間計 159 件となり、今年も 7 件が追加されるなど、急激に増加している。ユビリサーチは、「2006 年までは毎年 10 件を下回るほど、出願率は低い水準だったが、2007 年から二桁に増えて増加基調を示してきた。2011 年と 2012 年は、未公開の特許が多いため、今後さらに増える見通しだ。」と述べた。

分類別では、Backplane(有機物に電力を供給する技術)関連が 111 件(47.8%)と半分以上を占めたが、今年にも 7 件が追加出願された。OLED(80 件・34.5%)が後を次いだ。メーカー別では、サムスンディスプレイが 57 件(24.6%)と最も多く出願しており、日本半導体研究所(SEL)と韓国電子通信研究院(ETRI)がそれぞれ 51 件(22%)と 17 件(7.3%)を出願した。

ユビリサーチのイ・チュンフン代表は、「透明 OLED の場合、まだ商用化までは時間が要されるため、ディスプレイ企業が直ちに力量を集中させることには、多少の負担があるだろう。しかし、次世代ディスプレイ技術の重要性を踏まえ、関連の R&D を持続的に推進する必要がある。」と強調した。

<イ・ホンソク記者>

5-6 世の中を照らす光、LED 照明回路技術の特許出願現状

韓国特許庁(2012. 12. 31)

人間を闇から解放した照明技術は、白熱灯や蛍光灯などの従来照明から、感性的な照明の代表格である LED 照明に代替されつつある。

LED(Light Emitting Diode)照明は、半導体によって電機エネルギーが光に変わる電光変換の半導体を光源とするものだ。LED 照明は、従来の照明に比べて明るさや寿命、効率が優れ、水銀や鉛などの有害物質を使用しない環境配慮型であるため、気候変動枠組み条約(UNFCCC)やグリーン成長に相応しい最適な照明として脚光を浴びている。

LED 照明市場は、LCD テレビに LED Back-Light の採用の増加や、グローバル主要国の照明活性化政策によって持続的な成長が予想されている。Yole Developpement(フランスの市場調査機関)の最新レポート「Status of the LED Industry report」では、LED 照明市場の規模が 2018 年には 170 億ドルに達し、一般照明向け LED 照明市場は、LED 照明市場の 5 割以上を占めるとい見通しが示されている。

韓国特許庁によると、2008 年以降から 2012 年の上半期まで高効率 LED 光源を採用した照明回路技術の出願件数は、計 1,594 件で、毎年出願件数が増加し、2010 年を頭打ちに減少傾向を維持している。

2008 年以降の出願件数を申請人属性別に分析すると、サムスンや LG などの LCD テレビメーカーやコニンクリーズケ・フィリップスエレクトロニクス NV、オスラムアゲ、クムホ電機など、老舗照明メーカーが上位にランクされている。出願が一部の大手企業、グローバル企業に集中されず、8 割近くの出願が中小企業などによって行われ、今後、中小企業の成長が期待できる分野だと言える。

中小企業で特に多件が出願されている LED 照明回路技術分野は、優先審査の割合が毎年 2 割前後と高い。その理由は、まず、審査対象出願要件が大幅緩和され、優先審査の利用が容易になったこと、優秀調達物品として指定を受けるための技術認定要件に特許が含まれていること、市場を先取りするため早期特許の獲得の必要性が高まっていることなどがあげられる。

韓国特許庁の関係者は、「高効率 LED 照明回路技術は、最近の超原油高、電力難を解決するための強力な解決策の一つとして認められている。また、LED が可視光無線通信分野、表示/指示分野、殺菌分野など、広範囲な分野で応用されていることを踏まえると、LED 回路技術は、消費者のニーズに合わせて様々な形に進化していくと予想されている。こうしたニーズに応えるための業界の技術開発努力は、特許出願の増加につながると予想されている。」と述べた。

<添付>LED 照明活性化政策

韓国	<ul style="list-style-type: none"> LED 照明 2060 計画：2020 年まで、LED 照明の普及率を国全体の 6 割、公共機関の 100% 2012 年まで、公共機関の照明の 3 割を LED に交代 KS 規格、高効率認証基準など、国家規格を確立
日本	<ul style="list-style-type: none"> 大震災後、エコポイント制度の延長：LED 照明の補償金を支給 21 世紀光プロジェクト：照明エネルギーの 2 割削減を推進

<添付>LED 照明回路技術の年度別における国内出願及び優先審査出願の現状

(単位：出願(件数)、優先審査出願の割合(%))

年度	2008	2009	2010	2011	2012.06	合計

国内	201	405	464	352	172	1594
優先審査	40	89	75	86	31	321
優先審査出願の割合	20	22	16	24	18	

<添付>LED 照明回路技術の出願人属性別の出願現状

[期間：2008~2012.06]

出願人属性	出願件数	割合(%)
コニクリーズケ・フィリップスエレクトロニクス N.V.	82	5.2
サムスン電子	48	3.0
LG イノテック	43	2.7
サムスン電機	29	1.8
LG 電子	24	1.5
イドンウォン	17	1.1
シャープ	17	1.1
ソウル半導体	15	0.9
サムスン LED	14	0.9
クムホ電機	13	0.8
TLI	13	0.8
オスラムアゲ	13	0.8
その他	1266	79.4
合計	1594	100

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム